

自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合

〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10

TEL 03-3871-6470 Fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyo.or.jp

URL <http://www.toujikyo.or.jp>

休業手当

町田・足立・八王子中央支部で 平均賃金の100%補償！

政府は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府は4月7日に緊急事態宣言を発令しました。その後、東京都は11日、埼玉・千葉県は13日に民間企業に対して休業の協力要請を行いました。

自動車教習所業界では教習期限切迫者の対応に迫られながらも、休業を行っています。

東自教・共闘労組は、休業手当について平均賃金の100%支給を目指して労使協議し、休業前に労使合意することを意思統一しました。その結果、大半の支部で労使合意がなされました。

賃上げの必要性は不変

20春闘については4月9日の第三回統一交渉で、有額回答について各支部ごとに検討し妥結か交渉延期かを判断することにしましたが、経営者が今後の新型コロナウイルスの将来不安を理由に低額回答を押しつけてくることが考えられることから、経営分析や情報交換を図るため連



教習生で賑わう王子自動車学校(4月10日)

携を強化しながら闘っていくこととしました。

将来不安が強まる中、経営悪化に備えるために賃上げより雇用確保を優先したいといった経営者の考えが多くを占めていますが、自教労働者の賃金が社会水準に届いていない実態や、日本経済の発展には持続的な賃上げが必要です。

各支部の休業手当と20春闘交渉状況

支 部 名	休業	休業補償	20春闘
中 央	4/11～	基準内100%	
		4/16以降は5/7以降に協議	交渉延期
王 子	4/13～	平均賃金60%	妥 平均10,236円
新 東 京	4/11～	基準内100%	交渉延期
町 田	4/11～	平均賃金100%	
足 立	4/13～	平均賃金100%	妥 賃上げ3,500円 一時金 夏 402,000円 年末492,000円 家族手当22歳に延長 交渉延期
豊 島	4/13～	基準内100%	
小 金 井	4/11～	基準内100% +30,000円	妥 定昇+2,000円 一時金夏750,000円
和 泉	4/11～	平均賃金60%	5/28に延期
八王子中央	4/11～	平均賃金100%	妥 賃上げ平均9,933円 (定昇平均2,357円込)
○60歳以上、64歳まで 時給1,500円から1,750円に改定。 一時金は、完全受給資格者の平均支給金額の85%を支給。 休日は年間28日を特別休暇として付与。 ○65歳以上、68歳まで 時給1,500円から1,550円に改定 ●支部要求 勤続表彰について継続雇用期間満了日までを対象とし実施。 ●その他 ○残業単価改定 年間休日92日→93.5日、計算分母を158.4 ○始業前の教習準備作業 出勤日は20分に改定。			
金 町	4/11～	平均賃金60%	妥 賃上げ 2,000円
北 足 立	4/13～	平均賃金60% + α	

世 田 谷	4/11～	基準内100%			
越 谷	4/13～	平均賃金60%	妥 賃上げ	4,000円	
			一時金	年間	1,182,000円
寄居武蔵野	4/13～	平均賃金60%で協議			
狭 山	4/13～				
市川 中央	4/15～	平均賃金60%			
流 山	4/15～	平均賃金60%			
日 通	4/13～	基準内100%	妥 賃上げ	3,000円 (定昇)	

新型コロナウイルスは、高温多湿で感染が減少する！？ 絶対湿度11g/m³以上で期待

米メリーランド大学の研究グループは、中国・武漢やイタリア・ミラノなど感染拡大が深刻な都市のほとんどが北緯30～50度の範囲に位置し、平均気温5～11℃、比湿3～6g/kg、絶対湿度4～7g/m³と低温・低湿度のゾーンに収まっていたと発表。

また、中国の北京航空航天大学と清華大学の研究グループが、「高温多湿がCOVID-19の感染を減少させる」と論文を発表しています。

一般にウイルス感染症は、絶対湿度がウイルス死亡率と関係があるとされ、新型コロナウイルスも絶対湿度が10g/m³以上になると減少していくと期待されています。

日本は5月（2019年）の平均気温が20.0度、平均湿度65%なので絶対湿度は11.2g/m³になり、6月（2019年）の平均気温は21.8度、平均湿度81%で絶対湿度は15.6g/m³となることから、その説が正しければ5～6月から減少していくことになります。

有識者の見解でも様々な意見があり、デマだという情報もある中、自らが情報と行動を選択し、少しの望みを抱きながらしばらく外出自粛を継続していく必要があります。

【絶対湿度(g/m³) 早見表】

		気温															
		10℃	11℃	12℃	13℃	14℃	15℃	16℃	17℃	18℃	19℃	20℃	21℃	22℃	23℃	24℃	25℃
相対湿度	100%	9.4	10.0	10.7	11.7	12.1	12.8	13.6	14.5	15.4	16.3	17.3	18.3	19.4	20.6	21.8	23.0
	95%	8.9	9.5	10.2	11.1	11.5	12.2	12.9	13.8	14.6	15.5	16.4	17.4	18.4	19.6	20.7	21.9
	90%	8.5	9.0	9.6	10.5	10.9	11.5	12.2	13.1	13.9	14.7	15.6	16.5	17.5	18.5	19.6	20.7
	85%	8.0	8.5	9.1	9.9	10.3	10.9	11.6	12.3	13.1	13.9	14.7	15.6	16.5	17.5	18.5	19.6
	80%	7.5	8.0	8.6	9.4	9.7	10.2	10.9	11.6	12.3	13.0	13.8	14.6	15.5	16.5	17.4	18.4
	75%	7.1	7.5	8.0	8.8	9.1	9.6	10.2	10.9	11.6	12.2	13.0	13.7	14.6	15.5	16.4	17.3
	70%	6.6	7.0	7.5	8.2	8.5	9.0	9.5	10.2	10.8	11.4	12.1	12.8	13.6	14.4	15.3	16.1
	65%	6.1	6.5	7.0	7.6	7.9	8.3	8.8	9.4	10.0	10.6	11.2	11.9	12.6	13.4	14.2	15.0
	60%	5.6	6.0	6.4	7.0	7.3	7.7	8.2	8.7	9.2	9.8	10.4	11.0	11.6	12.4	13.1	13.8
	55%	5.2	5.5	5.9	6.4	6.7	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.1	10.7	11.3	12.0	12.7
	50%	4.7	5.0	5.4	5.9	6.1	6.4	6.8	7.3	7.7	8.2	8.7	9.2	9.7	10.3	10.9	11.5
相対湿度	45%	4.2	4.5	4.8	5.3	5.4	5.8	6.1	6.5	6.9	7.3	7.8	8.2	8.7	9.3	9.8	10.4
	40%	3.8	4.0	4.3	4.7	4.8	5.1	5.4	5.8	6.2	6.5	6.9	7.3	7.8	8.2	8.7	9.2
	35%	3.3	3.5	3.7	4.1	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7	6.1	6.4	6.8	7.2	7.6	8.1
	30%	2.8	3.0	3.2	3.5	3.6	3.8	4.1	4.4	4.6	4.9	5.2	5.5	5.8	6.2	6.5	6.9
	25%	2.4	2.5	2.7	2.9	3.0	3.2	3.4	3.6	3.9	4.1	4.3	4.6	4.9	5.2	5.5	5.8
	20%	1.9	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.7	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7	3.9	4.1	4.4	4.6

2020年4月23日

東自教労組

適切な賃金補償を求める声明文

4月7日、政府は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言を発しました。（4月16日に緊急事態宣言の対象区域は全国に拡大）。その後、各都道府県の知事は、国民に対して不要不急な外出自粛と各事業者に対し「休業」の協力要請を行っています。自動車教習所業界においても協力要請に基づいて大半の職場が休業しています。

東自教労組・共闘会議も、新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況で、教習生や職員、国民の命を守り、医療崩壊をさせないためには各都道府県による休業要請は当然と考えています。

しかし、休業によって自教労働者の生活が脅かされるようなことがあってはならず、適切な賃金補償が必要です。

大半の自教経営者は、休業手当や休業時の連絡体制、諸問題に関する労使協議を休業前に行い、その合意に基づいて休業していますが、一部の自教経営者は、休業手当の労使協議を一切行わず、突然休業に踏み切った経営者もいます。そのような職場の労働者は、賃金が補償されるか否か、会社の方針や連絡体制はどうなっているのかなど不安と不安がある状態のまま休業しています。

また、「労働基準法26条の事業者の責任による休業ではないのだから、休業手当は支給しない」として、会社が一方的に、労働者の公休日を休業日に振り分けたり、有給休暇を休業日に振り分けるなど不法行為を行っている経営者もいます。休業手当に関しては、各知事が事業者に対して休業の「協力要請」をしているものであり、その上で自教経営者自らが休業の決断をして自教労働者に休業を通告するものであるから、休業手当（労基法26条）を支払う必要があるというべきです。また、有給休暇は原則として労働者が自由意思で申告し取得するものであることから、会社が一方的に有給休暇を休業日に振り分けることは労基法違反（六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金）です。

全国の自教経営者は、この難局を乗り切り、今後、教習生から選ばれる職場を確立するために、決して職場の労働者を蔑ろにすることなく、雇用調整助成金を活用しながらも、労働基準法26条に基づく休業手当を全額支払うことを求めます。

以 上